

# 第74回 税理士試験

〔 固定資産税 〕

## 解答速報

第74回 税理士試験 固定資産税

Z-74-K [第一問] 解答

問1 -25点-

(1)について

1. 納期

(1) 原則 2

固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合には、これと異なる納期を定めることができる。

(2) 例外 3

① 固定資産税額（都市計画税をあわせて徴収する場合には、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、上記(1)により定められた納期のうちいずれか一の納期において、その全額を徴収することができる。

② 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、上記(1)の納期限までにその納付ができないと認められるときは、当該地方団体の条例の定めるところにより、納期限を延長することができる。

2. 徴収の方法 2

固定資産税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

普通徴収とは、徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することにより地方税を徴収することをいう。

(2)について

1. 交付しなければならない文書 1

市町村が納税者に対して交付しなければならない文書は、納税通知書及び課税明細書である。

2. 記載すべき事項

(1) 納税通知書 4

① 納税通知書とは、納税者が納付すべき地方税について、次の事項を記載した文書で、当該地方団体が作成するものをいう。

(イ) その賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定

(ロ) 納税者の住所及び氏名

(ハ) 課税標準額

(ニ) 税率

(ホ) 税額

(ヘ) 納期

(ト) 各納期における納付額

(チ) 納付の場所

(リ) 滞納した場合において執られるべき措置

(ヌ) 賦課に不服がある場合における救済の方法

② 納税通知書に記載すべき課税標準額は、土地、家屋及び償却資産の価額並びにこれらの合計額とする。

(2) 課税明細書 5

市町村は、土地又は家屋に対して課する固定資産税を徴収しようとする場合には、総務省令で定めるところにより、次の区分に応じ次に定める事項を記載した文書（「課税明細書」という。）を当該納税者に交付しなければならない。

① 土地

- (イ) 所在、地番、地目、地積
- (ロ) 当該年度の固定資産税に係る価格
- (ハ) 課税標準の特例の適用を受ける土地については、価格に特例率を乗じて得た額
- (ニ) 前年度課税標準額又は比準課税標準額
- (ホ) 負担調整措置の適用を受けるものにあつては、調整（据置）固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額
- (ヘ) 軽減率の適用を受ける市街化区域農地（負担調整措置の適用を受けるものを除く。）については、軽減率適用後の課税標準となるべき額
- (ト) 減額の適用を受ける土地については減額する税額

② 家屋

- (イ) 所在、家屋番号、種類、構造、床面積
- (ロ) 当該年度の固定資産税に係る価格
- (ハ) 課税標準の特例の適用を受ける家屋については、価格に特例率を乗じて得た額
- (ニ) 減額の適用を受ける家屋については減額する税額

3. 交付しなければならない期限 ①

納税通知書又は課税明細書は、遅くとも納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。

(3)について

1. 督促 ③

納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合には、この限りでない。

特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例でこの期間と異なる期間を定めることができる。

2. 滞納処分 ④

固定資産税に係る滞納者が次の(1)、(2)に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。

(1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

問2 ー25点ー

1. 制度の趣旨 ④

固定資産税は賦課課税方式による税金であり、評価額の決定も市町村において行われるため、納税者に当該評価額に対する不服を申し出る機会を保障するために設けられた制度が審査の申出である。

2. 審査の申出ができる者 ④

審査の申出ができる者は、固定資産税の納税者で、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に対して不服がある者である。

3. 審査の申出ができる事項 ⑥

審査の申出ができる事項は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格であるが、次の事項は除かれる。

(1) 地方税法第389条第1項各号に掲げる固定資産又は大規模の償却資産について、道府県知事又は総務大臣が決定又は修正し、市町村長に通知した価格

(2) 据置年度の土地及び家屋の価格

ただし、地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情があるため比準価格によるべきものであることを申し立てる場合、修正基準を適用して修正価格によるべきものであることを申し立てる場合を除く。

4. 審査の申出ができる期間 6

(1) 原則

固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの間

(2) 例外

- ① 道府県知事の修正勧告により価格等を修正して登録した場合の公示が行われた場合には、公示の日から同日後3月を経過する日（賦課額の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日）までの間
- ② 固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日以後において、価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があったため、市町村長が価格等を決定し又は修正したときは、納税者が当該決定又は修正に係る通知を受けた日から3月以内

5. 不服がある場合の取扱い 5

(1) 争訟の方式

- ① 固定資産税の納税者は、固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。
- ② 固定資産評価審査委員会に審査の申出ができる事項について不服がある固定資産税の納税者は、固定資産評価審査委員会への審査の申出、及びその決定の取消しの訴えによることによりのみ争うことができる。

(2) 抗告訴訟の取扱い

固定資産評価審査委員会は、上記(1)①による市町村を被告とする訴訟について、当該市町村を代表する。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

Z-74-K [第二問] 解 答

問1 -25点-

土地X	土地Y	家屋Z
991,200円 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">4</span>	108,400円 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">4</span>	6,167,000円 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">4</span>

計算過程

<土地X>

I 課税標準額 3

1. 負担水準及び判定

$$\frac{65,000,000\text{円}}{118,000,000\text{円}} = 0.55 < 0.6 \quad \therefore \text{宅地等調整固定資産税額}$$

2. 本来の税額

$$118,000,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 1,652,000\text{円}$$

3. 宅地等調整固定資産税額

(1) 原則

$$65,000,000\text{円} + 118,000,000\text{円} \times \frac{5}{100} = 70,900,000\text{円}$$

$$70,900,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 992,600\text{円} < 1,652,000\text{円} \quad \therefore \text{上限・下限の判定}$$

(2) 上限

$$118,000,000\text{円} \times \frac{6}{10} = 70,800,000\text{円}$$

$$70,800,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 991,200\text{円}$$

(3) 下限

$$118,000,000\text{円} \times \frac{2}{10} = 23,600,000\text{円}$$

$$23,600,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 330,400\text{円}$$

(4)  $991,200\text{円} < 992,600\text{円} \quad \therefore 70,800,000\text{円} \geq 300,000\text{円}$  (千円未満切捨)

II 固定資産税額

$$70,800,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 991,200\text{円} \text{ (百円未満切捨)}$$

<土地Y>

I 課税標準額 3

1. 本来の税額

$$52,200,000\text{円} \times \frac{1}{6} = 8,700,000\text{円}$$

$$8,700,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 121,800\text{円}$$

2. 宅地等調整固定資産税額

(1) 原則

① 令和5年度課税標準額

$$52,200,000\text{円} \times \frac{1,064\text{億円}}{7,600\text{億円}} = 7,308,000\text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad 7,308,000\text{円} + 8,700,000\text{円} \times \frac{5}{100} = 7,743,000\text{円}$$

$$7,743,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 108,402\text{円} < 121,800\text{円} \quad \therefore \text{下限の判定}$$

(2) 下限

$$8,700,000\text{円} \times \frac{2}{10} = 1,740,000\text{円}$$

$$1,740,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 24,360\text{円}$$

(3)  $24,360\text{円} \leq 108,402\text{円} \quad \therefore \quad 7,743,000\text{円} \geq 300,000\text{円}$  (千円未満切捨)

II 固定資産税額

$$7,743,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 108,402\text{円} \rightarrow 108,400\text{円} \quad (\text{百円未満切捨})$$

<家屋Z>

I 課税標準額

$550,000,000\text{円} \geq 200,000\text{円}$  (千円未満切捨)

II 新築住宅の減額 7

1. 要件の判定

(1) 新築時期

昭和39年1月2日～令和5年5月～令和8年3月31日  $\therefore$  適

(2) 居住部分の割合

$$\frac{580\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times \frac{580\text{m}^2}{1,000\text{m}^2}}{1,100\text{m}^2} = \frac{638\text{m}^2}{1,100\text{m}^2} (0.58) \geq \frac{1}{2} \quad \therefore \text{適}$$

(3) 床面積

$$\textcircled{B} \cdot \textcircled{E} \quad 40\text{m}^2 \leq 40\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times \frac{40\text{m}^2}{1,000\text{m}^2} \quad (44\text{m}^2) \leq 280\text{m}^2$$

$$\textcircled{C} \quad 40\text{m}^2 \leq 140\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times \frac{140\text{m}^2}{1,000\text{m}^2} \quad (154\text{m}^2) \leq 280\text{m}^2$$

$$\textcircled{F} \quad 40\text{m}^2 \leq 100\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times \frac{100\text{m}^2}{1,000\text{m}^2} \quad (110\text{m}^2) \leq 280\text{m}^2$$

$$\textcircled{G} \quad 40\text{m}^2 \leq 220\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times \frac{220\text{m}^2}{1,000\text{m}^2} \quad (242\text{m}^2) \leq 280\text{m}^2$$

$$\text{H} \quad 50\text{m}^2 > 44\text{m}^2 \quad \therefore \text{適}$$

$\therefore$  減額の適用がある。

2. 減額すべき額

(1) 対象床面積

$$44\text{m}^2 \times 2 + 120\text{m}^2 + 110\text{m}^2 + 120\text{m}^2 = 438\text{m}^2$$

$$*1 \quad \text{C} \quad 154\text{m}^2 > 120\text{m}^2 \quad \therefore \quad 120\text{m}^2$$

$$*2 \quad \text{G} \quad 242\text{m}^2 > 120\text{m}^2 \quad \therefore \quad 120\text{m}^2$$

$$(2) \quad 550,000,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{438\text{m}^2}{1,100\text{m}^2} \times \frac{1}{2} = 1,533,000\text{円}$$

III 固定資産税額

$$550,000,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} - 1,533,000\text{円} = 6,167,000\text{円} \quad (\text{百円未満切捨})$$

問2 -25点-

甲	乙	丙	丁
71, 190, 476, 191円 <input type="text" value="2"/>	23, 809, 523, 809円 <input type="text" value="2"/>	60, 000, 000, 000円 <input type="text" value="2"/>	178, 000, 000, 000円 <input type="text" value="2"/>

計算過程

I 甲県乙市

1. 課税定額

$$(1) \frac{62,000人 - 30,000人}{5,000人} = 6.4 \rightarrow 6$$

$$1,280,000,000円 + 80,000,000円 \times 6 = 1,760,000,000円$$

(2) X会社A工場・B工場

$$21,000,000,000円 + 32,000,000,000円 = 53,000,000,000円$$

$$53,000,000,000円 \times \frac{4}{10} = 21,200,000,000円 > (1) \quad \therefore 21,200,000,000円$$

2. 増額

(1) X会社A工場・B工場

$$\{17,200,000,000円 \times \frac{200}{100} - (37,200,000,000円 - 3,050,000,000円 + 21,200,000,000円$$

$$\times \frac{1.4}{100} \times \frac{75}{100})\} \times \frac{100}{75} \times \frac{100}{1.4} = (34,400,000,000円 - 34,372,600,000円) \times \frac{100}{75} \times \frac{100}{1.4}$$

$$= 2,609,523,809円$$

$$21,200,000,000円 + 2,609,523,809円 = 23,809,523,809円 < 53,000,000,000円$$

$$\therefore \text{乙市 } 23,809,523,809円$$

$$\text{甲県 } 53,000,000,000円 - 23,809,523,809円 = 29,190,476,191円$$

3. 課税標準額

$$\text{乙市課税分 } 23,809,523,809円$$

$$\text{甲県課税分 } 29,190,476,191円$$

II 甲県丙町

1. 課税定額

$$\frac{28,000人 - 10,000人}{2,000人} = 9$$

$$768,000,000円 + 48,000,000円 \times 9 = 1,200,000,000円$$

2. 増額

(1) X会社C工場

$$\{8,000,000,000円 \times \frac{220}{100} - (15,000,000,000円 - 3,200,000,000円 + 1,200,000,000円$$

$$\times \frac{1.4}{100} \times \frac{75}{100})\} \times \frac{100}{75} \times \frac{100}{1.4} = (17,600,000,000円 - 11,812,600,000円) \times \frac{100}{75} \times \frac{100}{1.4}$$

$$= 551,180,952,380円$$

$$1,200,000,000円 + 551,180,952,380円 = 552,380,952,380円 > 60,000,000,000円$$

$$\therefore \text{丙町 } 60,000,000,000円$$

3. 課税標準額

$$\text{丙町課税分 } 60,000,000,000円$$

Ⅲ 甲県丁市

1. 課税定額 3

(1) 4,000,000,000円

(2)

① Y会社D工場

$$80,000,000,000円 \times \frac{4}{10} = 32,000,000,000円 > (1) \quad \therefore 32,000,000,000円$$

② Y会社E工場

$$50,000,000,000円 \times \frac{4}{10} = 20,000,000,000円 > (1) \quad \therefore 20,000,000,000円$$

③ Y会社F工場

$$90,000,000,000円 \times \frac{4}{10} = 36,000,000,000円 > (1) \quad \therefore 36,000,000,000円$$

(3) ①+②+③=88,000,000,000円

2. 増額

(1) Y会社F工場 2

$$\{30,500,000,000円 \times \frac{160}{100} - (58,750,000,000円 - 11,000,000,000円 + 88,000,000,000円$$

$$\times \frac{1.4}{100} \times \frac{75}{100})\} \times \frac{100}{75} \times \frac{100}{1.4} = (48,800,000,000円 - 48,674,000,000円) \times \frac{100}{75} \times \frac{100}{1.4}$$

$$= 12,000,000,000円$$

$$36,000,000,000円 + 12,000,000,000円 = 48,000,000,000円 < 90,000,000,000円$$

$$\therefore \text{丁市 } 48,000,000,000円$$

$$\text{甲県 } 90,000,000,000円 - 48,000,000,000円 = 42,000,000,000円$$

(2) Y会社E工場 2

$$\{30,500,000,000円 \times \frac{180}{100} - \{58,750,000,000円 - 11,000,000,000円 + (32,000,000,000円$$

$$+ 20,000,000,000円 + 48,000,000,000円) \times \frac{1.4}{100} \times \frac{75}{100}\} \times \frac{100}{75} \times \frac{100}{1.4}$$

$$= (54,900,000,000円 - 48,800,000,000円) \times \frac{100}{75} \times \frac{100}{1.4} = 580,952,380,952円$$

$$20,000,000,000円 + 580,952,380,952円 = 600,952,380,952円 > 50,000,000,000円$$

$$\therefore \text{丁市 } 50,000,000,000円$$

(3) Y会社D工場 2

$$\{30,500,000,000円 \times \frac{180}{100} - \{58,750,000,000円 - 11,000,000,000円 + (32,000,000,000円$$

$$+ 50,000,000,000円 + 48,000,000,000円) \times \frac{1.4}{100} \times \frac{75}{100}\} \times \frac{100}{75} \times \frac{100}{1.4}$$

$$= (54,900,000,000円 - 49,115,000,000円) \times \frac{100}{75} \times \frac{100}{1.4} = 550,952,380,952円$$

$$32,000,000,000円 + 550,952,380,952円 = 582,952,380,952円 > 80,000,000,000円$$

$$\therefore \text{丁市 } 80,000,000,000円$$



<TAC>税24 この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

3. 課税標準額

丁市課税分  $48,000,000,000円 + 50,000,000,000円 + 80,000,000,000円 = 178,000,000,000円$

甲県課税分 42,000,000,000円

IV 甲県、乙市、丙町、丁市の課税標準額

甲県課税分  $29,190,476,191円 + 42,000,000,000円 = 71,190,476,191円$

乙市課税分 23,809,523,809円

丙町課税分 60,000,000,000円

丁市課税分 178,000,000,000円

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

### ●合否のポイント

本年度の本試験は理論及び計算の問1は得点しやすい問題であったことから、計算の問2でいかに得点を取ることが出来たかがポイントとなると考えられる。

### ●合格ライン

#### 〔第一問〕

問2の「制度の趣旨」については解答に戸惑うものの、その他は平易な問題であり、合格ラインに入るためには、少なくとも40点強必要になると考えられる。

#### 〔第二問〕

問1はボリュームも少なく、難易度も低い問題であったため、すべての最終値を合わせるが必要と考えられる。

一方、問2は計算ミスが出やすい問題であったことから、最低限、乙市、丙町の計算及び丁市の課税定額の計算ができていれば合格ラインに入ると考えられる。

合格ラインに入るためには、計算で最終値をすべて合わせている場合には理論で40点強、計算の問2でミスがある場合には理論でその分の穴埋めが必要となり、合計で92点が合格確実ライン、85点程度がボーダーラインになると予想される。

### ●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
85 点以上	—	次の科目に進みましょう。
60 点～84 点	平均点以上	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「基礎マスター＋上級コース」で実力維持も図りましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
59 点以下	—	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。



# 夏の税理士オンライン特別セミナー

## ～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

### 要予約

※各セミナー  
先着 400 名まで

### Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

[https://www.tac-school.co.jp/kouza\\_zeiri/zeiri\\_summersemi.html](https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html)



税理士試験は科目ごとに出題傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当 Zoom セミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

### セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

### こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

### ●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (日) 10:00～11:00  河井 翔太 講師	8/17 (土) 10:00～11:00  渡辺 俊宏 講師	8/22 (木) 19:30～20:30  松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/20 (火) 19:30～20:30  信澤 奈津美 講師	8/25 (日) 10:00～11:00  阿部 史生 講師	8/19 (月) 19:30～20:30  二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

## ～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

### TAC 税理士講座ホームページで 配信！

[https://www.tac-school.co.jp/kouza\\_zeiri/zeiri\\_summersemi.html](https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html)



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

### セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

### こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

### セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師  
固定資産税

松葉 貴

配信予定:

8/9(金)～



## ～今が最前線！～ この夏の就活最新データ分析

### 要予約

※先着 400 名まで

### Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

[https://www.tac-school.co.jp/kouza\\_zeiri/zeiri\\_summersemi.html](https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html)



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

### セミナー内容

- 2024年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

### こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

### セミナー担当講師

TAC プロフェッションバンク  
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/13(火) 19:30～20:30



# 本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

8/12(月)  
12:00より  
公開予定!

①本試験後の  
「受験プランニング」

②第74回税理士試験  
「解答解説会」Web配信

※要申込

[https://www.tac-school.co.jp/kouza\\_zeiri/sokuhou.html](https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/sokuhou.html)



## ■TACのサービスをご紹介

# デジタル教材

デジタル教材を活用してスマート学習!



1

移動などのスキマ時間の  
学習効率UP

電車の中や外出先でも  
教材を広げることなく学習できる!



2

スマホやタブレットで  
教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、  
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び!



3

便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、  
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習!



アウトプット教材のPDFデータ提供拡充!

- ▶ミニテスト (問題・答案用紙)
- ▶トレーニング (問題・トレーニングシート)
- ▶実力テスト (答案用紙) 等

※TAC WEB SCHOOL内の「学習フォロー」より提供

[https://www.tac-school.co.jp/kouza\\_zeiri/digital\\_kyouzai.html](https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html)

